

# 資格がなくなった被保険者証は 使用できません

保険証が切り替わったときは、医療機関(等)の窓口に  
新しい保険証を提示してください

## 【神奈川県被保険者証】

- ※ 被保険者証の色は保険者によって異なります。
- ※ 国保組合はこれまでどおり組合単位ごとの名称となります。
- ※ 70歳から74歳の方は高齢者受給者証と一体化されています。

神奈川県 国民健康保険 被保険者証	有効期限 記号	令和 年 月 日 番号 (枝番)
氏 名	〇〇〇 〇〇	性 別 <input type="radio"/>
生 年 月 日	〇〇 年 月 日	
適用開始年月日	〇〇 年 月 日	
交 付 年 月 日	〇〇 年 月 日	
世 帯 主 氏 名	〇〇〇 〇〇	
住 所	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	
保 険 者 番 号	14〇〇〇〇	
交 付 者 名		

印



他の市町村に転出した場合や、社会保険等に加入した場合は、速やかに国民健康保険脱退の手続きを行ってください。

資格がなくなった国民健康保険証を使用した場合は、国保で負担した医療費を返還していただきます。

マイナンバーカードが健康保険証として利用できます。

- ※ 一部の機関・薬局に限られますが、順次拡大される予定です。
- ※ 施術機関を除きます。